



平成 26 年 5 月 26 日

各 位

上場会社名 東京産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 里見 利夫
コード番号 8070 東証第一部
問合わせ先 取締役管理本部長 須藤 隆志
(TEL 03-5203-7690)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 104 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

社外取締役が期待された役割を十分に発揮できる体制を整えるため、また優秀な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間に、会社法第 427 条の規定に従い、同法第 423 条第 1 項に定める責任につき、法令に定める額を限度とする契約を締結できるよう第 29 条（社外取締役の責任限定契約）を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第 29 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日（金曜日）

以 上

〔 変更の内容 〕

(下線は変更部分です)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第 29条～第 43条　　(条文省略)	(社外取締役との責任限定契約) 第 29条 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の</u> <u>規定により、社外取締役との間に、同法第</u> <u>423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定す</u> <u>る契約を締結することができる。ただし、当</u> <u>該契約に基づく責任の限度額は、法令の定め</u> <u>る額とする。</u> 第 30条～第 44条　　(現行どおり)

以 上